

私文1第3-72号
平成16年3月30日

各 私立学校設置者 殿

山梨県総務部長

山梨県私立学校の休校に関する取扱基準の制定について（通知）

このことについて、別紙のとおり山梨県私立学校の休校に関する取扱基準を制定し、平成16年4月1日から施行することとしましたので、ご承知おきください。
なお、本取扱基準の概要は、次のとおりです。

- 1 学校運営上又は経営上行き詰まった私立学校（課程及び学科を含む。）を直ちに廃止することなく、障害となる要因を取り除くための猶予期間を設けるため休校とすることができることとするとともに、私立学校を休校とするとき及び休校中の私立学校の生徒等の募集を再開するときの要件を明確にしたこと。
- 2 私立学校の設置者は、私立学校を休校とするときは、在籍する生徒等及び教職員、指導要録等並びに校地、校舎、設備等を適切に処置するとともに、生徒等及びその保護者並びに教職員の理解を得るよう努めなければならないこと。
- 3 休校中の私立学校の生徒等の募集を再開するときは、新たに私立学校を設置するものと同様な基準により届出の内容を審査すること。
- 4 私立学校の休校及び休校中の私立学校の生徒等の募集再開における知事への届出の様式を定めたこと。

私学文書課私学担当
TEL 055-223-1414
FAX 055-223-1415

山梨県私立学校の休校に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立専修学校及び私立各種学校の休校に係る届出の受理に関する取扱いを定め、園児、児童又は生徒の教育を受ける機会を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「私立学校」とは、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立専修学校及び私立各種学校（私立高等学校、私立専修学校及び私立各種学校の課程及び学科を含む。）をいう。

2 この基準において「生徒等」とは、私立学校の園児、児童及び生徒をいう。

3 この基準において「休校」とは、私立学校が生徒等の募集を停止して、在籍する生徒等が不在となり、教育活動を停止する状態をいう。

(休校)

第3条 教育上、学校運営上又は経営上特別の事情があるときは、私立学校を休校とすることができる。

2 前項の規定により私立学校を休校とする場合には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

① 在籍する生徒等について、生徒等及びその保護者の同意を得て、他校への転学等の措置をとること。

② 在職する教職員について、教職員の同意を得て、退職、同一設置者が設置する他の学校等への異動等の措置をとること。

③ 指導要録等は、設置者において適切に保管すること。

④ 校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

3 私立学校の設置者は、休校とすることについて在籍する生徒等及びその保護者並びに教職員の理解を得るよう努めなければならない。

(休校とする期間)

第4条 休校とする期間は3年を限度とし、私立学校の設置者は、期間満了前に生徒等の募集の再開又は私立学校の廃止の方針を決定して、必要な手続きを行わなければならない。ただし、期間満了時において特別の事情があるときは、再度3年を限度として休校とすることができる。

(休校中の私立学校の生徒等募集の再開)

第5条 私立学校の設置者は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、休校中の私立学校の生徒等の募集を再開することができる。

① 山梨県私立小学校及び私立中学校の設置等の認可に係る審査基準、山梨県私立専修学校の設置等の認可に係る審査基準及び山梨県私立各種学校の設置等の認可

に係る審査基準並びに学校教育法等関係法令に定める私立学校の新設の例による各基準を満たしていること。

- ② 休校前の私立学校と再開後の私立学校との間で、教育内容、教職員組織、校地及び校舎、学校法人の役員等において同一性が認められること。
- ③ 休校に至った特別な事情が解消したと認められること。

(知事への届出)

第6条 私立学校の設置者は、第3条第1項の規定により私立学校を休校とするとき(第4条但し書の規定により再度休校とするときを含む。)は、休校としようとする日の3ヶ月前までに私立学校休校届(第1号様式)により知事に届け出なければならない。

2 私立学校の設置者は、前条の規定により休校中であった私立学校の生徒等募集を再開するときは、生徒等募集の再開日の3ヶ月前までに私立学校生徒等募集再開届(第2号様式)に次の書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- ① 学(園)則
- ② 教職員編成表(第3号様式)
- ③ 教員(助手を除く。)の履歴書及び教職の適格を証する書類並びに校長の就任承諾書(新たに校長を定める場合に限る。)
- ④ 校地の面積等概況表(第4号様式)並びに校地の図面及びその周囲の環境を示す書類
- ⑤ 校舎等建物の面積、構造の明細表(第5号様式)並びにその配置図及び平面図
- ⑥ 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記簿謄本その他のこれらの権利の所属を明らかにする書類
- ⑦ 設備(校具及び教具)の明細表(第6号様式)
- ⑧ 飲料水の水質が衛生上無害であることを証する書類
- ⑨ 私立学校を設置する学校法人の寄附行為並びに役員の名簿及び履歴書(設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書)
- ⑩ 経費の見積り及び維持方法
- ⑪ 生徒等募集の再開後2年間の収支予算書
- ⑫ 私立学校の生徒等募集の再開に係る理事会の決議録

(その他)

第7条 生徒等の募集を停止するなど私立学校において休校に向けた措置をとるときは、事前に知事と協議しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において休校中である私立学校に係る第4条に定める期間は、施行日から起算するものとする。

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

届出人

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

印

私 立 学 校 休 校 届

このたび 学校（幼稚園）を休止いたしたくお届けします。

1 休止の事由

2 休止の期間 年 月 日から 年 月 日まで（3年間）

3 園児、児童又は生徒の処置方法

4 教職員の処置方法

5 指導要録等の保管方法

6 資産の保全方法

添付書類

理事会の決議録

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

届出人

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

印

私立学校生徒等募集再開届

このたび 学校（幼稚園）の生徒等の募集を再開いたしたくお届けします。

添付書類

- 1 学（園）則
- 2 教職員編成表（第3号様式）
- 3 教員（助手を除く。）の履歴書及び教職の適格を証する書類並びに校長の就任承諾書（新たに校長を定める場合に限る。）
- 4 校地の面積等概況表（第4号様式）並びに校地の図面及びその周囲の環境を示す書類
- 5 校舎等建物の面積、構造の明細表（第5号様式）並びにその配置図及び平面図
- 6 校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の登記簿謄本その他のこれらの権利の所属を明らかにする書類
- 7 設備（校具及び教具）の明細表（第6号様式）
- 8 飲料水の水質が衛生上無害であることを証する書類
- 9 私立学校を設置する学校法人の寄附行為並びに役員の名簿及び履歴書（設置者が個人である場合はその履歴書及び身分証明書）
- 10 経費の見積り及び維持方法
- 11 生徒等募集の再開後2年間の収支予算書
- 12 私立学校の生徒等募集の再開に係る理事会の決議録

第3号様式（第6条関係）

教 職 員 編 成 表

職 名	区 分	1 年目	2 年目	3 年目
	専 任	人	人	人
	兼 任			
	小 計			
	専 任			
	兼 任			
	小 計			
	専 任			
	兼 任			
	小 計			
	専 任			
	兼 任			
	小 計			
	専 任			
	兼 任			
	小 計			
計	専 任			
	兼 任			
合 計	計			

第4号様式（第6条関係）

校 地 の 面 積 等 概 況 表

面積等 区 分	面 積			所 在 地	整備状況	備 考
	専用部分	共用部分	計			
	m ²	m ²	m ²			
合 計						

注 1 建物の場合は一階の床面積を記入すること。

2 共用する場合は「備考」の欄に共用する相手方を記入すること。

第5号様式（第6条関係）

校舎等建物の面積、構造の明細表

校舎等建物の名称		面積	構造	備考
1		m ²		
内 訳				
2				
内 訳				
3				
内 訳				
計				

注 1 「校舎等建物の名称」の欄には各棟ごとに記入すること。

2 「内訳」の欄には各教室等ごとに細分して記入すること。

